

## 入札説明資料一覧

熊本労働局官用車ガソリン購入及び洗車に係る単価契約

1 入札説明書 ..... 1部

2 仕様書 ..... 1部

3 契約書(案) ..... 1部

4 提出書類様式

(別紙1)電子入札案件の紙入札方式での参加について

(別紙2)誓約書

(別紙3)役員等名簿及び照会承諾書

(別紙4)自己申告書

(別紙5)委任状

(別紙6-1)入札書

(別紙6-2)入札書(再度入札用)

(別紙7-1)入札金額内訳書

(別紙7-2)入札金額内訳書(再度入札用)

熊本労働局

## 入札説明書

熊本労働局

「熊本労働局官用車ガソリン購入及び洗車に係る単価契約」の調達に関する入札公告（令和8年2月4日付）に基づく入札等については、他の法令等で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 契約担当官等  
支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長

- 2 調達内容
  - (1) 調達案件  
熊本労働局官用車ガソリン購入及び洗車に係る単価契約
  - (2) 調達案件の仕様  
別添「仕様書」のとおり
  - (3) 契約期間  
令和8年4月1日～令和9年3月31日
  - (4) 履行場所  
熊本労働局及び管内労働基準監督署・公共職業安定所等（詳細は「仕様書」による）
  - (5) 入札方法  
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので
    - ① 入札者は、仕様書に示した商品代金・契約履行に必要な費用を含めた総価で入札を行うものとする。
    - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
  - (6) 入札保証金及び契約保証金  
免除する（会計法第29条の4、第29条の9、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第72条第1項、第77条第2号及び第100条の3第3号）。

- 3 競争参加資格
  - (1) 予決令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。
- イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）
- （ア）契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （イ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （ウ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （エ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- （オ）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （カ）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- （キ）前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- （2）令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」でA、B、C又はD等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- （3）次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
- イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- （4）労働保険及び厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。
- （5）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- （6）入札書提出時において、過去3年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- （7）この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
- （8）その他仕様に基づく要件等を満たしていること。

#### 4 入札説明書の交付場所、問合せ先等

- （1）事前審査書類・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒860-8514

熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階

熊本労働局総務部総務課 会計第一係

担当 小林

電話：096-211-1701（内線5015）

電子メール kobayashi-chinatsu.wg0@mhlw.go.jp

(2) 問合せに対する回答

仕様書等についての疑義がある場合は、2月26日(木)17時00分までに熊本労働局 総務部総務課会計第一係 小林まで照会すること。

5 入札説明会の日時及び場所

4 (1) の場所で希望があれば随時実施する。

6 事前審査

入札に参加するにあたっては次の書類を提出し、事前審査を受けること。

(1) 事前審査書類の受領期限

令和8年2月27日(金)正午まで

(2) 提出書類

① 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）において、「物品の販売」でA、B、C又はD等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であることが確認できる書類。

② 入札書提出期限の直近2保険年度分の労働保険料を納付したことが確認できる書類（分納が認められているものについては、納付期限が到達しているものから直近2年間分）

(例) 領収印のある領収証書の写し、又は労働局労働保険徴収室又は労働基準監督署より交付を受けた納付証明書等

③ 厚生年金保険及び健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）の適用事業所においては、直近2年間の保険料を納付したことが確認できる書類

(例) 領収印のある領収証書の写し、又は、年金事務所長から証明を受けた社会保険料納入確認（申請）書等

④ 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙2）、役員等名簿及び照会承諾書（別紙3）、自己申告書（別紙4）

(3) 不備があった場合の取扱い

一旦受理した書類において形式的な不備が発見された場合は、提出者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

この場合、通知を受け取った者が受領期限までに整備された書類を提出できない場合は、審査書類は無効とする。

(4) 事前審査書類の審査

この入札に参加を希望する者は、開札日までの間ににおいて担当職員等から当該資料に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

\* 理由の如何によらず、事前審査提出書類を提出期限内に届出なかった場合は、入札に参加することはできない。

## 7 入札書及び入札金額内訳書の提出等

本入札案件は、電子調達システム（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>）により執行することとし、入札書の提出は以下のとおりとする。原則、入札は電子入札によること。

ただし、紙による入札の参加を希望する場合には、別紙1により令和8年2月27日（金）正午までに申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続に従い、提出期限までに入札書及び入札金額内訳書を提出しなければならない。（別紙7-1および7-2の入札金額内訳書は参考様式であるため、入札金額の内訳に合わせ任意様式を使用してもよい。）

### （1）電子調達システムにより入札を行う場合

ア 入札書・入札金額内訳書の提出期限

令和8年3月2日（月）10時30分

イ 電子調達システムにより入札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。入札書の提出期限に遅れた場合は一切認めない。

### （2）紙による入札の場合

ア 入札書・入札金額内訳書の提出期限

令和8年3月2日（月）10時30分<電子調達と同一日時>

イ 入札書は別紙6-1の様式、入札金額内訳書は別紙7-1の様式、再度入札書は別紙6-2の様式、再度入札の入札金額内訳書は別紙7-2の様式にて作成することとする。ただし、別紙7-1および7-2の入札金額内訳書は参考様式であるため、入札金額の内訳に合わせ任意様式を使用してもよい。直接提出する場合は、封筒に入れ、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛）及び「熊本労働局公用車ガソリン購入及び洗車に係る単価契約の入札書在中」と朱書きしなければならない。

再度入札書及び再度入札の入札金額内訳書については別の封筒に入れ、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛）及び「熊本労働局公用車ガソリン購入及び洗車に係る単価契約の再度入札書在中」と朱書きすること。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中 熊本労働局公用車ガソリン購入及び洗車に係る単価契約」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記4（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。郵便による場合も、再度入札書及び再度入札の入札金額内訳書については別の封筒にいれること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札書には電子くじ番号として、任意の3桁を記入しなければならない。入札書に電子くじの記載がない場合には、職員が任意の数字を電子調達システムに入力する。

※ 電子調達システムでは、電子くじ番号に無作為の数字を加算して「確定くじ番号」が決定され、「確定くじ番号」は、落札者となるべき者が二人以上いる場合のくじ引き（9（2）③参照）に使用される。

（3）入札者はその提出した入札書の引換え、変更又は取消をできない。

（4）代理人による入札

ア 代理人が電子調達システムにより入札に参加する場合は、当該システムで定める委任の手続きをあらかじめ終了しておかなければならない。

なお、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

イ 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札時までに別紙5による委任状を上記4（1）に提出しなければならない。

なお、代表者名で入札する場合の委任状は不要とする。

ウ 入札者又は代理人（以下「入札者等」という。）は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（5）入札手続に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、令和8年2月27日（金）正午までに上記6（2）の競争参加資格等確認関係書類をスキヤナ等により電子データ化したものを、電子調達システムに定める手続に従い提出しなければならない。

なお、紙による入札の場合は、競争参加資格等確認関係書類の写しを上記4（1）契約条項を示す場所に持参又は郵送すること。電話、FAX又は電子メールによる提出は認めない。

（6）入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ 代理人による入札において、入札時までに委任状の提出がない場合は、当該入札書は無効とする。

ウ 上記6（2）の誓約書等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

（7）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

（8）入札書及び競争参加資格確認関係書類等の日付は提出日とする。

## 8 開札の取扱い

### (1) 開札の日時及び場所

令和8年3月2日（月）10時31分

熊本地方合同庁舎A棟9階 熊本労働局 総務部総務課 小会議室

### (2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、開札場における立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻に端末の前で待機し、同システムにより開札に立ち会うものとする。

### (3) 紙による入札の場合

ア 紙により入札書を提出した場合には、開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

なお、開札への立会を希望する場合は、開札日の前営業日までに、上記4（1）の連絡先へ電話又はメールで連絡すること。

イ 入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせて開札を行うため、事前の連絡は不要である。開札の結果は電話等で連絡する。

ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札關係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

### (4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札は1回までとする。再度入札への参加を希望する場合は、あらかじめ再度入札のための入札書も同封しておくこと。

紙による入札で入札者又はその代理人が開札に立ち会う場合にも、上記7（2）における入札書の提出時にあらかじめ再度入札のための入札書を同封すること。

電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

## 9 その他

### (1) 本入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書7（1）又は（2）に従い入札書を提出した入札書であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 前項の規定にかかわらず、落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。  
また、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。
- 1 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合。
  - 2 その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて、著しく不適当であると認められる場合。
- ③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより落札者を決定する。
- ④ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果通知書により通知するものとする。
- （3）公正な入札の確保  
入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- （4）契約書の作成
- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
  - イ 契約の締結にあたっては、原則、電子調達システムを利用した電子契約によること。
  - ウ 紙媒体で契約書を作成する場合において、契約の相手方が、遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案2通に記名押印をし、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
  - エ 上記のウの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
  - オ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
  - カ 契約締結後、国は契約に係る情報（契約日、契約の相手方の名称、住所、法人番号及び契約金額等）を公表する。
  - キ 令和8年度予算が令和8年4月1日までに成立しない場合には、契約期間及び契約内容等について別途協議することとする。
- （5）人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(6) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

- ・ ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)  
03-4332-7803 (IP電話をご利用の場合)

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、4(1)に連絡すること。

(7) 契約を締結しない場合の違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、落札価格（入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）の100分の5に相当する金額（円未満の端数切上げ）を違約金として納めなければならない。

(8) 支払条件

契約書（案）記載のとおり

(9) 押印の省略

契約関係書類（契約書を除く）の押印を省略する場合は、その真正性の観点から、担当者から提出される契約関係書類については事業者の決定であることを確約するとともに、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約の解除や違約金の徴取を行う場合があることを了承すること。

【提出資料一覧】

- 資格審査結果通知書の写し（全省庁統一資格）
- 労働保険料納入証明書又は領収印のある領収書の写し
- 社会保険料納入証明書又は領収印のある領収書の写し
- (別紙1) 電子入札案件の紙入札方式での参加について
- (別紙2) 誓約書
- (別紙3) 役員等名簿及び照会承諾書
- (別紙4) 自己申告書
- (別紙5) 委任状
- (別紙6-1) 入札書       (別紙6-2) 再度入札書
- (別紙7-1) 入札金額内訳書       (別紙7-2) 再度入札金額内訳書

別紙1  
令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

#### 電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

#### 1. 入札案件名

熊本労働局公用車ガソリン購入及び洗車に係る単価契約

#### 2. 電子調達システムでの参加ができない理由

## 暴力団等に該当しない旨の誓約書

( 私 ／ 当社 ) は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代 表 者

※別添役員等名簿及び照会承諾書を添付してください。

## 役員等名簿及び照会承諾書

別紙3

住所

## 商号又 は名称

代表者

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本労働局が締結する契約等からの暴力団等排除に関する誓約書に定める項目のいずれかに該当するか否かに関し、熊本県警察本部に照会することを承諾します。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があつたことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかつたことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行つた場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長 殿

# 委任状

今般、都合により

を代理人と定め

次の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

入札件名 :

熊本労働局官用車ガソリン購入及び洗車に係る単価契約

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者役職氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

注 代理人をもって入札するときは、必ず提出すること。

# 入札書

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	一

円

2 入札件名

熊本労働局官用車ガソリン購入及び洗車に係る単価契約

3 契約条件

契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

## 《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビヤ数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

# 入札書【再度入札】

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	一

円

2 入札件名

熊本労働局官用車ガソリン購入及び洗車に係る単価契約

3 契約条件

契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

## 《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビヤ数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

入札金額内訳書

(1) レギュラーガソリン

税込単価 \_\_\_\_\_ 円 × 14,000 リットル = \_\_\_\_\_ 円

(2) 洗車（水洗い）

税込単価 \_\_\_\_\_ 円 × 20 回 = \_\_\_\_\_ 円

(3) 洗車（ワックス）

税込単価 \_\_\_\_\_ 円 × 10 回 = \_\_\_\_\_ 円

(4) 室内清掃

税込単価 \_\_\_\_\_ 円 × 10 回 = \_\_\_\_\_ 円

合 計 \_\_\_\_\_ 円 (税込) · · · · · · · · · · · · ①

① ÷ 1.10 = \_\_\_\_\_ 円 (税抜) (円未満切捨て) · · · ②

※② (税抜) の金額を入札書に記入してください。

入札金額内訳書【再度入札】

(1) レギュラーガソリン

税込単価 \_\_\_\_\_ 円 × 14,000 リットル = \_\_\_\_\_ 円

(2) 洗車（水洗い）

税込単価 \_\_\_\_\_ 円 × 20 回 = \_\_\_\_\_ 円

(3) 洗車（ワックス）

税込単価 \_\_\_\_\_ 円 × 10 回 = \_\_\_\_\_ 円

(4) 室内清掃

税込単価 \_\_\_\_\_ 円 × 10 回 = \_\_\_\_\_ 円

合 計 \_\_\_\_\_ 円 (税込) ··· ··· ··· ··· ··· ①

① ÷ 1.10 = \_\_\_\_\_ 円 (税抜) (円未満切捨て) ··· ②

※② (税抜) の金額を入札書に記入してください。

# 仕 様 書

## 1 件名

熊本労働局官用車ガソリン購入及び洗車にかかる単価契約

## 2 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日(予定)

契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性があるので、別途協議する。

## 3 購入する品目及び数量(年間見込)

(1) レギュラーガソリン 無鉛	14,000リッル
(2) 水洗い洗車	20回
(3) ワックス洗車	10回
(4) 室内清掃	10回

※数量は、あくまでも年間の見込みであるため、官用車の使用状況等により増減する。

## 4 履行場所等

### (1) 履行場所

ガソリンの給油及び洗車は、熊本労働局及び各官署の所在地から5km以内に存在する給油所にて実施すること。熊本労働局及び各官署の所在地は別表「所在地一覧表」のとおり。

該当する給油所が複数存在する場合は、使用する給油所を契約締結時に協議の上指定し、契約期間の途中で指定する給油所を変更する必要が生じた場合は、あらためて協議を行うこととする。

### (2) 給油カードの発行

官用車毎に給油カードを発行すること。

なお、熊本労働局が官用車として借り受けるレンタカーに変動がある為、契約期間途中で給油カードの追加発行が必要になる場合がある。

### (3) 発注方法等

熊本労働局及び各官署に所属する職員（以下「甲」という）がガソリンの給油及び洗車等を発注するときは、給油及び洗車を実施しようとする官用車を給油所まで運行し、当該給油所が官用車毎に発行した給油カードを提示するものとする。

給油カードを提示された給油所は、自動車の車両番号を確認し、甲に発注されたガソリンの給油及び洗車等を実施した都度、甲に履行内容について確認を受け、給油したガソリンの規格、給油量及び洗車の種類を明記した紙面（レシート等を含む）を交付すること。

## 5 代金の請求及び支払いについて

### （1）請求方法等

ガソリン購入代金及び洗車等代金の請求については、各給油所の契約履行分を取りまとめて毎月の末日で締め、翌月15日までに熊本労働局総務部総務課宛に請求書を送付すること。

その際、請求書の宛名は、「官署支出官熊本労働局長」とし、公用車（官署）毎に給油内容等が区分出来る内容を記した「内訳書」を添付すること。

### （2）支払方法等

適法な請求書を受理後30日以内に、契約者の指定する金融機関への振込みにより支払う。

## 6 ガソリンにかかる契約単価の改定について

契約締結後、ガソリンの市場価格に変動が生じたときは、協議のうえ契約単価を改定することができるものとする。

なお、「ガソリンの市場価格に変動が生じたとき」とは、経済産業省資源エネルギー庁が調査公表している「給油所小売価格調査」（週次）に変動が生じたときとする。

## 7 再委託

- 1 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に指定する子会社をいう。）を含む。）に受託することはできない。
- 2 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- 3 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を熊本労働局に申請し、承認を受けること。
- 4 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

## 8 その他

作業従事者等、本契約業務に関わる者に対して、業務上必要な事項についての指導及び教育を徹底すること。

(別表)

## 所在地一覧表

官署名	所在地
熊本労働局	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟 9階
熊本労働基準監督署	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎5階
八代労働基準監督署	八代市大手町2-3-11
玉名労働基準監督署	玉名市岩崎273 玉名合同庁舎5階
人吉労働基準監督署	人吉市下薩摩瀬町1602-1 人吉労働総合庁舎2階
天草労働基準監督署	天草市丸尾町16-48 天草労働総合庁舎2階
菊池労働基準監督署	菊池市大琳寺236-4
熊本公共職業安定所	熊本市中央区大江6-1-38
熊本公共職業安定所 上益城出張所	上益城郡御船町辺田見395
八代公共職業安定所	八代市清水町1-34
菊池公共職業安定所	菊池市隈府771-1
玉名公共職業安定所	玉名市中1334-2
天草公共職業安定所	天草市丸尾町16-48 天草労働総合庁舎1階
球磨公共職業安定所	人吉市下薩摩瀬町1602-1 人吉労働総合庁舎1階
宇城公共職業安定所	宇城市松橋町松橋266
阿蘇公共職業安定所	阿蘇市一の宮町宮地2318-3
水俣公共職業安定所	水俣市八幡町3-2-1

# 契約書（案）

支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長 ○○ ○○（以下「甲」という）と（事業所名○○）（役職○○）（氏名○○）（以下「乙」という）は熊本労働局官用車ガソリン購入及び洗車に係る単価契約を次の条項により締結する。

（契約品目等）

## 第1条

契約の品目、規格、数量、単価及び履行場所（以下「指定給油所」という）は下表のとおりとする。

なお、消費税率は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づくものである。

	品目	単価 (消費税込)	数量 ※1 (年間見込)	履行場所 (指定給油所)
ア.	レギュラーガソリン(無鉛)	1リッタあたり ○○○円	14,000リットル	別表1のとおり (※2)
イ.	水洗い洗車	1回あたり ○○○円	20回	
ウ.	ワックス洗車	1回あたり ○○○円	10回	
エ.	室内清掃	1回あたり ○○○円	10回	

※1 数量はあくまでも年間の見込量であり、増減が発生する。

※2 契約期間の途中で指定給油所を変更する場合は、甲乙の協議により決定する。

2 契約保証金は、免除する。

（契約期間）

## 第2条

この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。（予定）

（発注の方法等）

## 第3条

- 甲が乙にガソリンの給油及び洗車を発注するときは、甲所属の職員が、ガソリンの給油及び洗車を実施しようとする官用車を指定給油所まで運行し、乙が官用車毎に発行した当該給油所の給油カードを提示するものとする。
- 乙は、前項により甲所属の職員からガソリンの給油及び洗車の発注を受けた場合は、自動車の車両番号を確認し、発注された内容を実施しなければならない。
- 乙は、発注にかかるガソリンの給油及び洗車を実施した都度、発注した甲所属の職員に履行内容の確認を受け、当該職員へ給油したガソリンの規格、給油量及び洗車の種類を記入した紙面（レシート等を含む）を交付しなければならない。

(代金の請求)

#### 第4条

乙は、甲が発注したガソリン購入代金及び洗車の代金の請求については、毎月の末日で締め、翌月15日までに、官署支出官熊本労働局長に請求書を提出しなければならない。

2 請求書には、車両（官署）毎に給油内容が区分出来る内容を記した「内訳書」を添付するものとする。

(代金の支払)

#### 第5条

甲は、乙から適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に、請求にかかるガソリン購入代金及び洗車の代金を支払わなければならない。

(支払い遅延利息)

#### 第6条

甲は、自己の責に帰す事由により前条の期間内に代金を支払わないときは、期限到来日の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延に至った事由が天災地変その他正当と認められる場合は、前項に定める期間に算入しない。

(契約の変更)

#### 第7条

第1条1項のア. レギュラーガソリンの契約単価について、レギュラーガソリンの市場価格に変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、改定することが出来る。

なお、レギュラーガソリンの市場価格に変動が生じたときとは、経済産業省資源エネルギー庁が公表する「給油所小売価格調査」に変動が生じたときとする。

2 前項の改定後単価は、改定後単価にかかる変更契約締結日の属する月に購入したレギュラーガソリン全量に対して適用する。

(検査)

#### 第8条

甲は、適宜乙から購入するガソリンの品質・規格の検査をすることができる。

(監督)

#### 第9条

甲はこの契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(契約の解除)

#### 第10条

甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部または一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、第1条の数量(年間見込)のうち未納分に相当する金額の100分の10の金額を、違約

金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第2号から第4号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- 一 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
  - 二 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - 三 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
  - 四 第28条の規定に違反したとき。
- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部または一部を解除することができる。

(損害賠償)

#### 第11条

乙は、本契約の履行又は不履行に関連し又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対しその損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(権利義務の譲渡等)

#### 第12条

乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

#### 第13条

甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

#### 第14条

乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、第1条の契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

#### 第15条

乙が、正当な理由なく第10条及び第14条に掲げる支払い期限内に違約金を支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年3パーセントの割合をもって計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

#### 第16条

甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成

3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ) 又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき  
(行為要件に基づく契約解除)

## 第17条

甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

## 第18条

乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

## 第19条

乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第20条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第 21 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があつたことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第 1 号の状況に至つたことを報告しなかつたことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至つた場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第 22 条 第 21 条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の契約金を免れることができない。

3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約解除に基づく損害賠償)

## 第 23 条

甲は、第 10 条第 2 項、同条第 3 項、第 13 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条第 2 項及び第 21 条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 10 条第 2 項、同条第 3 項、第 13 条、第 16 条及び第 17 条、第 19 条第 2 項及び第 21 条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

## 第 24 条

乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(再委託)

## 第 25 条

乙は業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書（様式 1）を提出し、その承認を受けなければならぬ。ただし、当該再委託が 50 万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再受託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再受託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

## 第 26 条

乙は、再委託先を変更する場合は、当該再委託先が前条第 2 項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書（様式 2）を甲に提出し、その承認を受けなければならぬ。

（履行体制）

## 第 27 条

乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び所在地並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図（様式 3）を甲に提出しなければならぬ。

2 乙は履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書（様式 4）を甲に届け出なければならない。ただし次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

- 一 業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
  - 二 事業参加者の所在地の変更のみの場合。
  - 三 契約金額の変更のみの場合。
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（秘密の保持）

## 第 28 条

甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

（紛争又は疑義の解決方法）

## 第 29 条

この契約の履行にあたり、甲及び乙の間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（存続条項）

## 第 30 条

本契約の効力が消滅した場合であっても、第 6 条、第 10 条第 2 項、第 11 条、第 14 条、第 15 条、第 18 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 29 条及び本条は、なお有効に存続するものとする。

（その他）

## 第 31 条

この契約に明記されていない事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため契約書二通を作成し、双方記名押印の上各自一通を所持するものとする。

令和8年4月1日

甲 熊本市西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎A棟9階  
支出負担行為担当官  
熊本労働局 総務部長 ○○ ○○ 印

乙 (所在地)  
(事業所名)  
(役職) (氏名) 印

別表 1

## 指定給油所

所 属 名	名称及び所在地
熊本労働局	
熊本労働基準監督署	
八代労働基準監督署	
玉名労働基準監督署	
人吉労働基準監督署	
天草労働基準監督署	
菊池労働基準監督署	
熊本公共職業安定所	
熊本公共職業安定所 上益城出張所	
八代公共職業安定所	
菊池公共職業安定所	
玉名公共職業安定所	
天草公共職業安定所	
球磨公共職業安定所	
宇城公共職業安定所	
阿蘇公共職業安定所	
水俣公共職業安定所	

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長 殿

名称  
代表者職氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長 殿

名称  
代表者職氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式 3

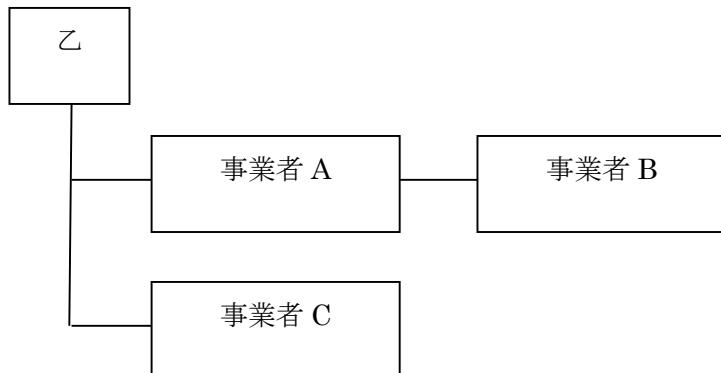
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業者名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	熊本市〇〇区…	〇〇円	
B			



様式 4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長 殿

名称  
代表者職氏名

履行体制図変更届出書

契約書第 27 条に基づき、下記のとおり届け出します。

記

- 1 契約件名
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図